

「証拠開示」と「証人尋問」に関する要請

貴裁判所で再審請求審が行われている、北陵クリニック筋弛緩剤冤罪事件の再審請求事件（事件番号「平成24年（た）第1号」）に関し、下記の通り要請します。

記

上記再審請求事件で、既に双方の基本的な意見は出そろい、確定判決に誤りがあったことは明らかになり、白鳥・財田川決定による再審開始要件は満たされたと言えます。

しかし、本件は確定審での事実調べが極めて不十分であったことから、再審開始に当たって全ての証拠を明らかにし、基本的な事実取調べを行うことは不可欠であります。よって、以下の二点について緊急に要請いたします。

- (1) 請求代理人が「証拠開示勧告申立書」で求めている証拠を全面的に開示すること。
- (2) 請求代理人が「事実取調請求書」で求めている、志田保夫東京薬科大学前教授と池田正行長崎大学前教授の証人尋問を行うこと。

再審開始を願う国民からの一言

9 8 0 8 6 3 9

宮城県仙台市青葉区片平 一―六一

仙台地方裁判所第1刑事部

裁判長 河村 俊哉 殿